

軽自動車の自動車税が変更になります

平成28年4月1日より、『**初年度検査年月が13年超の軽自動車**』は、軽自動車税の納付額が重課されます。

下記に軽自動車税について税率表をまとめておりますので、ご参考いただき対象自動車にお乗りになっているお客様への周知をお願い致します。

種 別			軽自動車税（年額）		
			平成27年度までの課税		平成28年度課税から 新しく適用
			平成27年3月31日以前 最初の新規検査をした車	平成27年4月1日以降 最初の新規検査をした車	最初の新規検査から 13年経過車
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円